

7. 職業訓練施設で実務経験として認められているもの

① 職業訓練施設により実務経験として認められている訓練課程・訓練科

(注) 下表に当てはまらない職業訓練施設は、この検定では実務経験としては認められません。

② 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

ただし、「修了証明書」が発行されていない訓練施設は、「修了証書の写し」を添付してください。

	訓練施設名	訓練課程・訓練科		訓練期間☆
あ	青森県立弘前高等技術専門学校	短期課程	配管科	1年
	青森県立むつ高等技術専門学校	短期課程	配管科	1年
い	伊勢崎佐波高等職業訓練校	普通課程	設備施工系 配管科	1年
お	大分県立大分高等技術専門学校	普通課程	設備施工系 配管科	1年
	大阪府立南大阪高等職業技術専門学校	普通課程	設備施工系 冷凍空調設備科	1年
き	岐阜県立国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校	短期課程	配管科	1年
	京都府建築設備高等技術専門学校	普通課程	設備施工系 配管科	1年
こ	高知県立高知高等技術学校	普通課程	設備施工系 配管科	1年
と	東京都立城南職業能力開発センター	短期課程	配管科	6ヵ月
	東京都立多摩職業能力開発センター	普通課程	設備施工系配管科	1年
	東京都立中央・城北能力開発センター赤羽校	普通課程	設備施工系冷凍空調設備科	1年
な	奈良県立高等技術専門学校	短期課程	配管科	1年
ふ	富士教育訓練センター	短期課程	管工事施工管理基礎 <平成14年度までの入校者>	1ヶ月
ほ	北海道立札幌高等技術専門学院	普通課程	設備施工系配管科 <平成14年度までの入校者>	1年
		短期課程	配管科	1年
	北海道立室蘭高等技術専門学院	短期課程	配管科 <平成25年度までの入校者>	1年
み	宮城県立石巻高等技術専門学校	短期課程	配管科	6ヵ月

☆ 但し、必要な実務経験年数の3分の2まで算入可能とする。